

平成 19 年 12 月 3 日

各 位

会 社 名：シミック株式会社
（コード：2309 東証第 1 部）
代表者名：代表取締役会長兼社長 中村 和男
問合せ先：代表取締役副社長 中村 紘
（TEL：03-5745-7070）

会 社 名：サイトサポート・インスティテュート株式会社
（コード：2386 東証マザーズ）
代表者名：代表取締役社長 慶野 晋一
問合せ先：取締役 犬丸 敦博
（TEL：03-5436-2820）

株式交換による株式のお取り扱いについて

シミック株式会社（以下「シミック」といいます。）とサイトサポート・インスティテュート株式会社（以下「SSI」といいます。）は、平成 19 年 12 月 3 日開催の両社の取締役会において、平成 20 年 4 月 1 日を期して、株式交換によりシミックが SSI を完全子会社とすることを決定し、本日株式交換契約書を締結いたしました。本株式交換の結果、効力発生日である平成 20 年 4 月 1 日をもって、SSI はシミックの完全子会社となり、SSI は平成 20 年 2 月 25 日開催予定の臨時株主総会の承認を経て、平成 20 年 3 月 26 日をもって上場廃止となる予定です。

つきましては、本株式交換に伴う株式のお取り扱いについて、下記の通りお知らせいたしますので、ご高承頂きたくお願い申し上げます。また、本株式交換の趣旨につきましては、本日両社が連名にて別途開示しております「シミック株式会社によるサイトサポート・インスティテュート株式会社の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本株式交換に伴い、SSI の株式 1 株に対して、シミックの株式 0.0391 株を割当て交付いたします。

記

本株式交換にともない、SSI 株式を 256 株以上ご所有の株主様におかれましては、シミックの 1 単元の株式数である 10 株以上の割当が行われますが、ご所有株式数が 256 株未満の株主様は、株式数に応じて、平成 20 年 9 月期の期末配当以降のシミックの配当金を受領する権利をお持ちになりますが、東京証券取引所において当該単元未満株式を売却することはできません。

シミックの単元未満株式を所有することとなる株主様におかれましては、シミック株式の単元未満株式の買取制度のご利用を頂くことが可能です。また、12月14日開催予定のシミック定時株主総会における「第2号議案 定款一部変更の件」（単元未満株式の買増制度導入）の承認により、買増制度をご利用頂くことが可能となります。

お取り扱い開始時期等の詳細につきましては、平成20年2月下旬にSSIより発送を予定している「株券提出に関するご案内」にあわせてご通知する予定です。

単元未満株式の買取制度（単元未満株式のご売却）

- ① 市場で売買することができない1単元（10株）に満たないシミック株式を、シミックが市場価格に基づき株主様より買い取る制度です。
- ② 株式交換の効力発生日（平成20年4月1日）よりご利用頂くことができます。

単元未満株式の買増制度（10株への買増し）

- ① 株主様が新たに所有することとなるシミックの単元未満株式とあわせて1単元となるよう、シミックの株式を買い増すことができる制度です。買増価額については、シミックの株式取扱規程及び市場価格等に基づき計算されますが、詳細は「株券提出に関するご案内」とあわせてご通知する予定です。
- ② 平成20年5月下旬に予定しております「シミック株式の割当ご通知」の後にご利用頂くことができます。

以上